



損保ジャパン日本興亜

平成28年1月

一般社団法人日本マンション管理士会連合会限定

安心なマンション管理士業務の実現のために・・・

# マンション管理士賠償責任保険



保険期間

平成28年1月1日午後4時～平成29年1月1日午後4時

お申込み締切日

平成27年12月21日(月)

※中途加入は、随時受付しております。

加入依頼書が毎月15日までに一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務所に到着した場合、保険期間は翌月1日からとなります。

## 保険の内容

この保険は、マンション管理士の業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して加入者(被保険者)に対して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことによって被る損害(※)をお支払いする保険です。

(※)法律上の賠償責任を負担することによって発生する費用(損害賠償金、訴訟費用等)をいいます。

### 1. ご加入資格

一般社団法人日本マンション管理士会連合会会員所属のマンション管理士であること

(注1)この保険は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会様向けに作らせていただいた商品であり、一般販売はしていません。(平成27年10月現在)

### 2. 保険金のお支払対象となる業務

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号)第2条(定義)第5号に規定するマンション管理士として行う業務(※)です。

(※)管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことをいいます。ただし、マンションの管理の適正化の推進に関する法律以外の法律(弁護士法、建築士法等)において制限されているものおよび、(特約付帯時は除きますが)理事会を設置していないマンション管理組合の第三者管理者として行う業務は除きます。

### 3. 保険金のお支払い対象となる費用



・被害者にお支払すべき法律上の損害賠償金

(例)第三者に身体障害を与えた時の治療費や逸失利益、第三者の財物に損害を与えた時の修理費等

・訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用等(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

### 4. 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ・加入者(被保険者)の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯罪を除きます)に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを加入者(被保険者)が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求。
- ・日本国以外の場所で発生した身体障害・財物損壊に関する事故
- ・通常の業務の範囲でない行為(主に他の士業の専門行為)に起因する損害賠償請求
- ・利害関係者(被保険者、被保険者と世帯を同じくする親族または被保険者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が5%以上の議決権を保有している法人から提訴された損害賠償請求
- ・名誉き損または秘密漏えいに対する損害賠償請求(※1)
- ・口頭もしくは文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害に対する損害賠償請求(※2)
- ・業務の前提となった資料、情報等についての未実現の事実について、実現を前提としたことの過誤に起因する損害賠償請求
- ・業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ・業務についての報酬、手数料等に関する損害賠償請求
- ・景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求
- ・環境に与えた損失に起因する損害賠償請求

など

※1 個人情報漏えいに関しては、個人情報取扱事業者追加条項をセットすることによって(プランA、B、E、Fにご加入いただくことによって)補償の対象となります。

※2 人格権侵害担保特約条項をセットすることによって(プランA、B、E、Fにご加入いただくことによって)補償の対象となります。

## 基本補償内容と保険料

保険期間:1年間 払込方法:一括払い

※全プラン共通して免責金額(自己負担額)はございません。

保険金額 (千円)		プランA	プランB
業務行為(注)	1事故/期間中	10,000	5,000
身体障害	1事故/期間中	50,000	50,000
財物損壊	1事故	10,000	10,000
受託物	1事故/期間中	500	500
保険料 (円)		15,020	13,660

(注)前ページ「2. 保険金のお支払いの対象となる業務」に起因して、被害者が被った経済的損害を賠償する場合の補償です。また、個人情報の漏えい事故に関する賠償についても、この記載額の範囲内で補償します。

※人格権侵害に関しては、保険金額に関わらず、1,000万までの補償となります。

補償範囲削減  
◆人格権侵害対象外  
◆個人情報漏えい対象外



保険金額 (千円)		プランC	プランD
業務行為	1事故/期間中	5,000	1,000
身体障害	1事故/期間中	50,000	10,000
財物損壊	1事故	10,000	5,000
受託物	1事故/期間中	500	100
保険料 (円)		10,330	4,550

(ご注意)財物障害、受託物損害における修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。



## 第三者管理者補償付きプラン

### プランの内容

基本補償で対象業務外となっている「理事会を設置していないマンション管理組合の第三者管理者として行う業務」についても対象業務とするプランです。ただし、下記の条件のいずれも満たしている場合に限りです。

1. 担当する管理組合との間に業務委託契約書を取り交わしていること。
2. 事務管理業務の基幹事務である会計・出納・マンションの維持または修繕の企画または実施の調整、管理員業務、清掃業務、設備管理業務は外部(マンション管理会社等)に委託し、自ら受託しないこと。

### 保険料

保険期間:1年間 払込方法:一括払い ※下記プランは、個人情報漏えいと人格権侵害における損害も補償します。

保険金額 (千円)		プランE	プランF
業務行為	1事故/期間中	10,000	5,000
身体障害	1事故/期間中	50,000	50,000
財物損壊	1事故	10,000	10,000
受託物	1事故/期間中	500	500
保険料 (円)		80,000	70,000

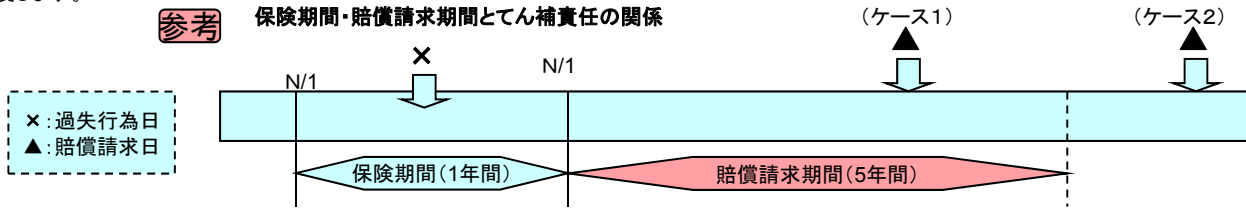
## ご注意ください!

保険期間とお支払いする保険金の関係について

- 保険期間は1年間です。(中途でのご加入の場合は1年よりも短い期間となります。)
- 保険期間中に行った業務に起因して、保険期間中または保険期間終了後5年以内に日本国内において損害賠償請求を提起された場合にかぎり、損害を補償します。

参考

### 保険期間・賠償請求期間とてん補責任の関係



- 過失行為日が保険期間内に発生しても、(ケース1)は「補償対象」となり、(ケース2)の場合は「補償対象外(免責)」となります。

## ご加入にあたって

- 保険契約者 : 一般社団法人日本マンション管理士会連合会
- 保険期間 : 平成28年1月1日午後4時から1年間となります。
- 責任開始期 : 保険責任は保険期間初日の平成28年1月1日午後4時に始まります。  
※中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- 申込締切日 : 平成27年12月21日(月)  
※中途加入の場合は、毎月15日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 適用約款 : (全プラン共通)業務過誤賠償責任保険普通保険約款、日付データ処理等に関する不担保追加条項(業務過誤賠償用)、マンション管理士特約条項、身体障害・財物損壊に関する追加条項(マンション管理士特約条項用)、損害賠償請求期間延長担保追加条項(プランA、B、E、Fに限り)個人情報取扱業者追加条項(マンション管理士特約条項用)、人格権侵害担保追加条項(マンション管理士特約条項用)  
(プランE、Fに限り)第三者管理方式担保追加条項  
※約款、特約条項、追加条項の詳細な内容に関しましては、一般社団法人日本マンション管理士会連合会HPの会員専用ページに掲載されております。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご照会ください。
- 加入対象者 : 一般社団法人日本マンション管理士会連合会所属のマンション管理士またはマンション管理士団体等
- 被保険者 : 一般社団法人日本マンション管理士会連合会所属のマンション管理士
- お支払方法 : お支払方法は、現金一括払い方式のみとなります。  
上記申込締切日までに集金事務委託をしている一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務局までお振込みください。
- お手続方法 : 添付の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務局までご送付ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成29年1月1日午後4時までとなります。  
中途加入保険料につきましては、月割で計算させていただきます。ご加入手続きの際に取扱代理店よりご案内させていただきます。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務局までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## その他ご注意いただきたいこと

- この保険の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- クーリングオフについて  
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)  
ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)の生年月日、住所、性別、所属マンション管理士会名の記載内容に間違いがないかご注意ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。
- 通知義務(ご契約締結後における注意点)  
ご加入の後に加入依頼書の記載事項の内容を変更される場合には、あらかじめ問い合わせ先にご通知ください。万が一、ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。また、万一事故を起こされた場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。  
以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。  
- 契約者の住所などを変更される場合
- 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、保険始期日より2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

### ■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。  
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

■ 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

■ この保険では保険会社が被保険者に代わり示談交渉をすることはできません。

■ 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	マンション管理士賠償責任保険事故連絡票、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） 等 ②被保険者の身体の傷または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、業務委託契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

■ 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査

④日本国外での調査⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

■ 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

■ 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

■ 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

■ 取扱代理店 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 本店営業第一部 担当：長井・玉杵

〒163-0023 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階

TEL：03-6279-0646 / FAX：03-6279-0693（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

■ 引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 北東京支店 新宿新都心支社 担当：渡邊・諸星

〒163-0520 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル20階

TEL：03-3349-8094 / FAX：03-5322-0656（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用下さい。受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土日・祝日・年末年始は、お休み）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sompo.or.jp/>）

■ 事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京保険金サービス第一部 東京火災新種保険金サービス第一課

TEL：03-5913-3889（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

■ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■ このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■ ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

